

社会福祉法人会津報徳会 役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人会津報徳会の役員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事、監事及び評議員をいう。

(理事会・評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により報酬を支払うものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うものとする。

(役員等の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営の為の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うものとする。

2. 理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営の為の業務にあたった場合は、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営の為の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うものとする。

2. 監事が法人指導検査への立ち会い及び運営状況の指導又は、監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(適用除外)

第6条 役員が法人業務のために出張する場合は、「社会福祉法人会津報徳会旅費規程」の定めるところによる。

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

2 役員が法人業務のために出納する場合は、「社会福祉法人会津報徳会旅費規程」の定めるところによる。

(改正)

第8条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

付則

この規程は、平成27年4月1日から適用する。

役員報酬表

別表1

	報酬(日額)
理事会出席報酬等	3,000円
評議員会出席報酬等	3,000円

別表2

	報酬(日額)
理事長業務報酬等	3,000円
理事及び評議員業務報酬等	3,000円
監事業務報酬等	3,000円